5 情報保護評価の任意実施

○ 前記4にも記載の通り、情報保護評価の義務付け対象外のものであって も、また個人番号をその内容に含まない一般の個人情報ファイルであっ ても、各機関の任意の判断により、自主的な評価として情報保護評価の 枠組みを用いることができる。

6 制度・施策に関する情報保護評価

〇 情報保護評価が積極的な事前対応を行うものであることに鑑みれば、特定個人情報ファイルが電子計算機用ファイルか手作業処理用ファイルか定まっていなかったり、特定個人情報ファイルの内容が具体的に定まっていない、制度・施策の段階で、情報保護評価を実施することが有益な場合がある。

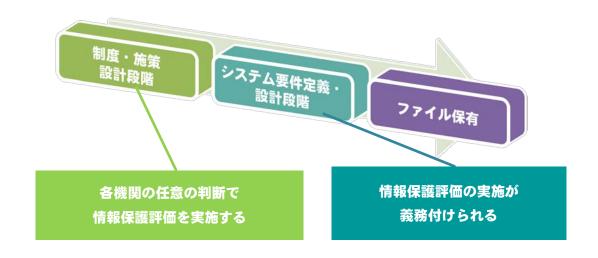
特に、特定個人情報を取り扱う制度・施策のうち、プライバシー等に与える影響が大きいと考えられるものについては、制度・施策段階での情報保護評価が推奨される。

- 〇 制度・施策段階で情報保護評価を実施すれば、当該制度・施策を導入するか否かについて、プライバシー等の観点から検討²²を行うことができる。また当該制度・施策がプライバシー等に対して与える影響を事前に予測・評価し、かかる影響を軽減することも可能となると考えられる。
- 〇 しかしその一方で、制度・施策の設計段階では、保有する予定の特定個人情報の項目、種類、量や保有主体すら決定していないことも多いと考えられ、結果として抽象的な漠然とした評価とならざるをえない場合も多いことが考えられる。

また制度・施策の是非はあくまで国会や議会にて審議する事項であり、 行政機関である委員会が立法に関連する事項について承認等を行うべき かという問題がある。

○ そのため、制度・施策段階における情報保護評価については、各機関の 任意の取組みに委ねる。

²² 例えば、かかる制度・施策に個人番号を使用することでプライバシー等に対しどのような影響を与えうるのか、個人番号を使用することがそもそも必要なのか、必要性が認められるとして、プライバシー等に対する影響を軽減するために法制・手続面等でどのような対処が必要かなどを検討することが考えられる。



第5 情報保護評価の実施時期

- 情報保護評価は、①特定個人情報ファイルを新しく保有しようとするとき、②特定個人情報ファイルの取扱いについて重要な変更を加えようとするとき、③情報保護評価を実施してから5年経過する前に、実施しなければならない。
- 特定個人情報ファイルの取扱い等の評価書記載事項について、重要な変 更には当たらない変更が生じた場合、変更後に評価書を修正する。
- 本第5では、上記の実施時期について説明する。

1 新規保有時

(1)総論

- 情報保護評価は、**特定個人情報ファイルを保有する前に**実施しなければ ならない。
- 〇 情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する直前ではなく、十分 な時間的余裕をもって実施する必要がある。

情報保護評価の結果を受けて、当初予定していた特定個人情報ファイルの取扱いやシステム設計を変更しなければならない場合も十分想定されるため、対応に要する時間を考慮して実施時期を決定しなければならない。

- 〇 具体的には、情報保護評価の対象となる電子計算機用ファイルは、以下の時点までに実施することが求められる。
 - ①システム用ファイル:
 - ・ <u>システムの要件定義段階</u>までに実施することが<u>望ましい</u>が、機関の判断で、<u>システム開発²³前までの適切なタイミング</u>で、情報保護評価を実施することができる。実施時期を判断するに際しては、後記(2)の考え方を参照すること。
 - ・ ただし、<u>委員会の承認が必要な情報保護評価(行政機関等における全項目評価)</u>については、要件定義段階以外のタイミングで実施する場合は、**委員会と協議する必要**がある。
 - ・ なお、委員会が設立され、情報保護評価指針が公表されてから半年を超えない範囲でシステム開発が発生する場合は、システム開発開始後、個人番号を保有する前までの情報保護評価の実施も認

²³ システムの開発とは、業務プログラムのコーディング以降のことをいう。

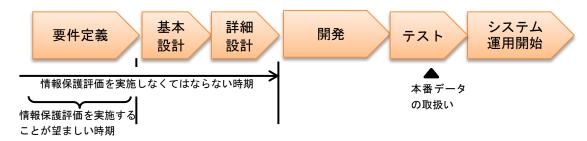
められる。詳細は後記(3)を参照すること。

- ②その他電子ファイル(Excelファイル等):事務処理の設計(検討)段階までに実施する。
- O ただし、情報保護評価を経ずに保有する**緊急の必要**がある特定個人情報ファイル(災害時に保有するファイルなど)については、この限りではなく、情報保護評価の実施が特定個人情報ファイルの保有後になっても差し支えない。ただし、その場合であっても、情報保護評価を実施できる状況となった後速やかに、情報保護評価を実施しなければならない。

(2)システム用ファイルに係る実施時期

ア 通常の場合

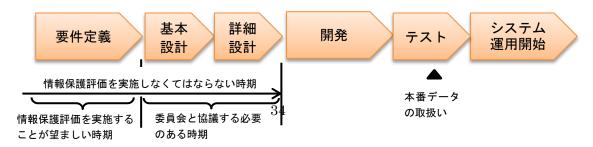
<u>システムの要件定義段階までに実施することが望ましい</u>が、機関の判断で、<u>システム開発前までの適切なタイミング</u>で、情報保護評価を実施することができる(ただし、イの場合は除く。)。実施時期を判断するに際しては、以下の考え方を参照すること。



イ 委員会による承認が必要な評価書の場合

<u>システムの要件定義段階までに実施することが望ましい</u>が、システム開発までの適切なタイミングでの実施とする余地がある。ただし、委員会による承認が必要な評価書については、開発直前に提出され、承認の時間が確保できないなどの問題が生じないように、要件定義段階での実施が困難な場合は、委員会とあらかじめ実施時期を協議しなければならない。

委員会による承認が必要な評価書についてのみであるので、行政機関等の全項目評価書のみがこれに該当し、地方公共団体・地方独立行政法人の提出する全項目評価書などはこれに該当しない。



ウ 考え方

〇 特に、システム用ファイルは、情報保護評価の実施時期によっては、情報保護評価の結果を受けたシステム設計の変更に伴い、システム開発スケジュールの大幅な遅延やシステム開発コストの大幅な増加などを引き起こすおそれがあるため、システム設計に大幅な手戻りを発生させないよう、できるだけ早期に情報保護評価を実施すべきである。

しかしその一方で、あまりに早期に実施すると、<u>抽象的な評価</u>しかできなかったり、評価自体ができない項目が出てくるおそれもある。

そこで、原則として、システムに係る設計が一定程度決定される要件定義段階で、情報保護評価を実施するものとする。

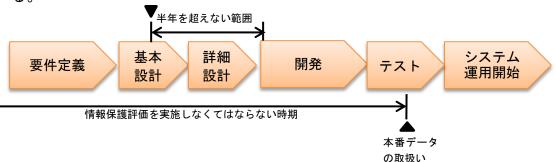
ただし、単年度中に設計・開発が完了するようなシステムについては、 予算段階で情報保護評価を実施しなければ、情報保護評価の結果システム 設計の変更が必要となった場合でも、予算を増加することが難しいため、 予算案の段階で情報保護評価を実施する方が望ましい場合も考えられる。

またこれとは反対に、大規模システムでは、要件定義段階においては、 情報保護評価にて具体的な評価が行えるほどの仕様が決定していない場合 も考えられる。

そこで、システム開発前の要件定義段階で情報保護評価を実施することが望ましいものとするが、システムの実情に照らし、システムの開発前の基本設計段階等で実施することが望ましいと考えられるものについては、情報保護評価が可能な程度にシステムの詳細が決定されているか、情報保護評価の結果を反映してもコスト増・スケジュール遅延につながらない時期かなどを十分踏まえた上で、システムの開発前までのタイミングで実施することもできることとする。

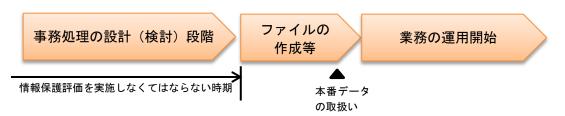
<u>(3)システム用ファイルに係る実施時期における経過措置</u>

○ ただし、委員会が設立され、**情報保護評価指針が公表されてから半年を** 超えない範囲でシステム開発が発生する場合は、システム開発開始後、個 人番号を保有する前(テストにおいて本番データを取り扱う前)までの情 報保護評価の実施も認められる。その場合、情報保護評価の結果を、必ず しも設計に反映する必要はなく、運用面に反映するなどの方法が認められる。 指針の公表



(4) その他電子ファイル(Excel ファイル等)に係る実施時期

○ Excelファイル等のその他電子ファイルについては、事務処理の設計(検 討)段階で情報保護評価を実施するものとする。



2 変更時

(1)総論

- 変更時は、①特定個人情報ファイルの取扱いの変更が生じる前に再評価を実施しなければならないものと、②特定個人情報ファイルの取扱い等に関する評価書記載事項の変更が生じた後でも足りるものの2種類に分けられる。
- 情報保護評価は、特定個人情報ファイルの取扱い実態を透明化し、特定 個人情報ファイルの取扱いに伴うリスク対策を検討するものである。した がって、特定個人情報ファイルの取扱いに変更があった場合には、情報保 護評価を見直す必要がある。
- しかし特定個人情報ファイルの取扱い変更についても、新規保有と同様にメリハリのある仕組みとする観点から、全ての変更について事前の再評価を義務付けるものではなく、一定の重要な変更については変更前の再評価を義務付けるものとする。事前の再評価が義務付けられる重要な変更は、重点項目評価・全項目評価のみである。重要な変更の詳細については、後記(2)を参照されたい。

ただし、<u>重要な変更に当たらない変更</u>についても、情報保護評価は特定個人情報ファイルの取扱いの透明化を図るものであるため、その趣旨から、情報保護評価書の記載が変更になった場合は、<u>速やかに情報保護評価書の</u>記載を修正するものとする。この場合は、変更前の再評価が義務付けられず、変更後でも足りることとなる。記載修正の詳細は、後記(3)(4)を参照されたい。

O なお、変更時に、全項目評価書又は重点項目評価書を委員会に提出する際は、「変更箇所」の様式に、変更した項目等を記載し、評価書と併せて委員会に提出する。

(2)重要な変更(重点項目評価・全項目評価)

ア 重要な変更に該当するもの

- 〇 特定個人情報ファイルに対する重要な変更とは、プライバシーリスクを 一定以上変動させると考えられる一定のものをいう。具体的には、対象者 の範囲の変更、利用目的の変更、情報の突合にかかる変更、リスク対策の 変更など、<u>「重点項目評価書様式」、「全項目評価書様式」中に、※が付さ</u> れている項目の変更をいう。
- 一方、プライバシーリスクを一定以上変動させると考えられるものであっても、重要な変更に該当しないものがある。例えば対象人数の変更を重要な変更に該当するとした場合、対象人数は日々刻々と変化しうるものであり、その変更前に情報保護評価を実施することは、事実上不可能である。また対象人数の変更は、各機関が能動的に行うものではなく、人口が増減したことや、社会保障給付対象者が増減したことなどの外部的事情に左右されるものでもある。そこで、対象人数の変更はプライバシーリスクを一定以上変動させると考えられるものではあるが、重要な変更に該当しないこととする。

ただし、対象者の範囲の変更(例えば、社会保障給付の受給者本人の情報のみを取り扱っていたところを、その関係者の情報も取り扱うこととした場合など)は、対象人数の変更と異なり、各機関が能動的に変更するものである。そこで、対象人数の変更は重要な変更に含めないものの、対象者の範囲の変更を重要な変更に含めることで、同様のプライバシーリスクを変動させる要素として捉えることとする。

イ 重要な変更に該当しないもの

- 〇 なお、「重点項目評価書様式」、「全項目評価書様式」中、※が付された項目に変更が生じた場合であっても、<u>誤字脱字の修正、組織の名称又は所在</u> 地の変更、法令名又は条文番号の変更は、重要な変更に該当しない。
- また、※が付された項目であっても、プライバシーリスクを軽減・縮小 <u>させる変更であれば、重要な変更に含めない</u>ものとする。これは、プライ バシーリスクの軽減・縮小を促進する意図によるものである。

プライバシーリスクを軽減・縮小させるような取扱い変更であっても、情報保護評価の再実施が義務付けられるとすると、一定のコスト・作業量が見込まれる情報保護評価の再実施を回避しようと、各機関が特定個人情報ファイルの取扱い変更を避けることも考えられる。しかし一度情報保護評価を実施した業務・システムであっても、よりプライバシーリスクを軽減する対策がとられることが望ましい。そこで、各機関がプライバシーリスクを軽減させる対策を行うことを消極的に解することがないよう、プライバシーリスクを軽減・縮小させる変更であれば、重要な変更に含めないものとする。

なお、誤字脱字の修正や組織の名称又は所在地の修正、法令名又は条文番号の変更、プライバシーリスクを軽減・縮小させる変更、その他の重要な変更に当たらない場合であっても、情報保護評価書の記載内容に変更が生じた場合は、後記(3)の通り、情報保護評価書の修正が求められる(この場合は、取扱い変更前の実施が義務付けられるのではなく、取扱い変更後の実施であってもかまわない)。その際に、重要な変更に該当しない理由を各機関に記載させることで、プライバシーリスクを軽減させていないにもかかわらず、それを装って再評価を免れるような事態を防ぐこととする。

ウ 求められる対応

- 〇 プライバシーリスクを一定以上変動させる、「重点項目評価書様式」、「全項目評価書様式」中に※記載がある項目に変更が生じる場合は、**情報保護評価を再度実施**するものとする。
- 重要な変更に該当する場合は、情報保護評価を再度実施しなければならないため、重点項目評価、全項目評価に求められる全てのプロセスを実施するものとする。したがって全項目評価であれば、国民の意見聴取、委員

会による審査・承認(地方公共団体等においては第三者点検)を再度実施 する必要がある。

○ 実施時期については、新規保有時と同様とする。

すなわち、システム開発・改修を伴う場合の情報保護評価は、システムの要件定義段階までに実施することが望ましいが、機関の判断で、システム開発前までの適切なタイミングで、情報保護評価を実施することができる。ただし、委員会の承認を得る必要があるもの(行政機関等における全項目評価)については、要件定義段階での実施が困難な場合は、委員会とあらかじめ実施時期について協議した上で、システムの開発前までに実施するものとする。

システム開発・改修を伴わない場合については、事務処理の設計(検討) 段階で情報保護評価を実施するものとする。なお、システム開発・改修を伴わない重要事項の変更とは、例えば委託の実施の有無の変更などが考えられる。

O なお、重要な変更に該当する場合は、重点項目評価と全項目評価の場合に限られ、しきい値評価については後記(4)を参照されたい。

(3)重要な変更に当たらない変更(重点項目評価・全項目評価)

- 重点項目評価書様式、全項目評価書様式中、※が付されていない項目に変更が生じた場合は、変更後に情報保護評価書を修正すれば足りるものとする。また重点項目評価書様式、全項目評価書様式中、※が付されている項目に変更が生じた場合であっても、誤字脱字の修正や組織の名称又は所在地の変更、法令名又は条文番号の変更、プライバシーリスクを軽減・縮小させる変更の場合も、変更後に情報保護評価書を修正すれば足りるものとする。
- O この場合、各機関は重点項目評価書又は全項目評価書の記載を訂正した 後、速やかに委員会に提出した上で公表するものとする。

この場合は全項目評価書の場合であっても、<u>国民の意見聴取は求められない</u>。<u>委員会の審査・承認(地方公共団体等にあっては第三者点検)を受けることも不要であるが、委員会は、情報保護評価書が提出された後、い</u>くつかを抽出して、重要な変更に該当しないことなどを確認するものとす

る。

- 〇 修正は、特定個人情報ファイルの変更後速やかに行うものとする。少なくとも1年に1回は、情報保護評価書の内容に変更がないか見直さなければならないが、当然、各機関の判断で、より頻繁に、情報保護評価書の内容を見直すことも可能である。詳細は後記第6の4を参照されたい。
- O なお、この場合であっても、各機関の任意の判断で、国民の意見聴取を 行うことができる。地方公共団体・地方独立行政法人等の場合は、任意の 判断で第三者点検を行うこともできる。
- 〇 ただし、<u>行政機関については</u>、特定個人情報ファイルの保有に伴い、情報保護評価の他、特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知(番号法第29条第1項並びに第30条第1項及び第2項により読み替えられて適用される行政機関個人情報保護法第10条)が義務付けられるため、重要な変更に当たらない変更であっても、<u>事前通知事項</u>(番号法第29条第1項並びに第30条第1項及び第2項により読み替えられて適用される行政機関個人情報保護法第10条第1項各号)に変更があれば、変更前に通知しなければならない。具体的な通知方法としては、情報保護評価書様式中の変更する項目を修正し、変更箇所等を様式に明示して通知する。

(4)重要な変更に当たらない変更(しきい値評価)

ア 考え方

- しきい値評価は、プライバシーリスクを考えるに当たって、重要な事項 を検討・評価するものである。したがって、しきい値評価書の記載内容に 変更があれば、重要な変更に該当するとも考えられる。
- しかし、しきい値評価では、①対象人数、②取扱い者数、③漏えい等の事故の状況を評価しており、①対象人数は上記の通り、各機関の能動的なアクションによらず、日々変化するものである。また②取扱い者数は、各機関のアクションによるともいえるものの、職員の異動やアルバイトの採用などに伴い、日々変化するものである。そして③漏えい等の事故については、事故を発生させる前に、それを探知することは困難であるといえる。

理念的には、①対象人数、②取扱い者数、③漏えい等事故の状況が変更する前に、しきい値評価を再度実施し、その結果、しきい値評価のみでよ

いのか、重点項目評価又は全項目評価が必要であるかを判断すべきとも考えられるが、現実的に考えれば、①対象人数、②取扱い者数、③漏えい等事故の状況が変更する前に、しきい値評価を再度実施することは極めて困難であるといえる。

イ 求められる対応

〇 そこで、しきい値評価書の記載事項の変更は、前記(3)と同様に、変更前の再評価が義務付けられないものとする。ただし、しきい値評価書の記載内容に変更が生じた場合は、しきい値評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

「速やかに」の時期であるが、漏えい等事故が発生した場合は、事故再発防止のために、情報保護評価が重要となってくることから、1年に1回ではなく、事故の探知後速やかに、しきい値評価を再実施するものとする。①対象人数、②取扱い者数の変更状況の把握その他の記載項目については、少なくとも1年に1回は確認しなければならないものとする。当然、各機関の判断で、より頻繁に、しきい値評価書の内容を見直すことも可能である。詳細は後記第6の4を参照されたい。

○ しきい値評価の結果、これまでしきい値評価のみで足りることとされていたものが重点項目評価を実施することとされたり、これまで重点項目評価で足りることとされていたものが全項目評価を実施することとされることが考えられる。

その際、重点項目評価又は全項目評価の実施は、<u>しきい値評価の実施後、速やかに行う</u>こととする。すなわち、新規保有時は、原則として要件定義段階に情報保護評価を実施するものとしていたが、しきい値評価の変更の結果、実施する重点項目評価又は全項目評価の実施は、システム開発が既に完了している場合もあるため、システム開発前までに行う必要はなく、しきい値評価実施後、速やかに行うこととする。

(5)変更(小括)

- 変更時は、①特定個人情報ファイルの取扱いを変更する前に再評価を実施しなければならないものと、②特定個人情報ファイルの取扱い変更後でも足りるものの2種類に分けられる。
- ア 特定個人情報ファイルの取扱いを変更する前に再評価が必要なもの
- 重点項目評価書様式、全項目評価書様式中、※が付された項目に変更が

<u>生じた場合は、特定個人情報ファイルの取扱いを変更する前に再評価を実</u>施しなければならない。

- ただし、この場合であっても、<u>誤字脱字の修正や組織の名称又は所在地の変更、法令名又は条文番号の変更、プライバシーリスクを軽減・縮小させる変更の場合は、変更後に実施すれば足りる。</u>
- 〇 特定個人情報ファイルの取扱いを変更する前に再評価が必要なものについては、<u>重点項目評価、全項目評価に求められる全てのプロセスを行う</u>ものとする。したがって全項目評価であれば、国民の意見聴取、委員会の審査・承認(地方公共団体等においては第三者点検)、公表を再度実施する必要がある。

イ 特定個人情報ファイルの取扱い変更後で足りるもの

(ア)重点項目評価・全項目評価

- 重点項目評価書様式、全項目評価書様式中、※が付されていない項目に変更が生じた場合は、変更後に情報保護評価書を修正すれば足りるものとする。また重点項目評価書様式、全項目評価書様式中、※が付されている項目に変更が生じた場合であっても、誤字脱字の修正や組織の名称又は所在地の変更、法令名又は条文番号、プライバシーリスクを軽減・縮小させる変更の場合も、変更後に情報保護評価書を修正すれば足りるものとする。
- 〇 この場合、各機関は重点項目評価書又は全項目評価書の記載を訂正した 後、速やかに委員会に提出した上で公表するものとする。

この場合は全項目評価書の場合であっても、国民の意見聴取は求められない。委員会の審査・承認(地方公共団体等にあっては第三者点検)を受けることも不要であるが、委員会は、提出された情報保護評価書のうちいくつかを抽出して、重要な変更に該当しないことなどを確認するものとする。

- 〇 修正は、<u>特定個人情報ファイルの取扱いを変更後速やかに行うものとする。少なくとも1年に1回は</u>、情報保護評価書の内容に変更がないか見直さなければならない。
- ただし、<u>行政機関については、特定個人情報ファイルの保有等に関する</u> 事前通知事項(番号法第29条第1項並びに第30条第1項及び第2項に

より読み替えられて適用される行政機関個人情報保護法第10条第1項各号、情報保護評価書様式中の☆項目)に変更があれば、変更前に通知しなければならない。

(イ)しきい値評価

- O しきい値評価書の記載事項に変更が生じた場合は、変更後に再実施する ことで足りるものとする。
- 〇 修正は、特定個人情報ファイルの取扱いを変更後速やかに行うものとする。漏えい等事故が発生した場合は、事故の探知後速やかにしきい値評価を再実施するものとする。その他の記載事項が変更した場合については、少なくとも1年に1回、情報保護評価書の内容に変更がないか見直さなければならない。
- この場合、各機関はしきい値評価書の記載を訂正した後、速やかに委員 会に提出した上で公表するものとする。

3 5年経過前の再評価

- 〇 プライバシーリスクに対する対策は、時代の変化・技術の進歩・国際動向などによって変化しうるものであり、**情報保護評価を実施してから5年** 経過するものについては、リスク対策などを見直す必要がある可能性が高いため、**情報保護評価を再度実施**するものとする。
- この場合は、情報保護評価を再度実施しなければならないため、しきい値評価、重点項目評価、全項目評価に求められる全てのプロセスをとるものとする。したがって全項目評価であれば、国民の意見聴取、委員会の審査・承認(地方公共団体等においては第三者点検)、公表を再度実施する必要がある。
- 新規保有時に評価を実施した後、再評価をしたものであっても、当該再評価から5年を経過する前に、再々評価を実施するものとする(再々評価以降についても、同様である)。
- 〇 情報保護評価の実施時期については、新規保有時に評価を実施したとき (その後再評価、再々評価を実施した場合は、直近の評価を実施したとき²⁴)

²⁴ 重要な変更に該当せず、変更後に情報保護評価書を修正した場合は、これに含まない。

から**5年経過する前までに実施**するものとする。

4 変更時、5年経過前の再評価(小括)

〇 前記2、3をまとめると以下の表の通りとなる。

		しきい値評価	重点項目評価	全項目評価
再評価 変更前 必要なし の再評価		必要なし	・ <u>重要な変更</u> (※が付された評価書の項目の変更) の場合に必要 ・※が付された評価書の項目でも、軽微な変更等 (誤字・脱字、組織の名称又は所在地の変更、法 令名又は条文番号の変更、プライバシーリスクを 軽減・縮小させる変更)は必要なし	
	<u>五年ごと</u> 再評価		必要	
<u>修正</u>	<u>変更後速</u> <u>やかな</u> 修正	漏えい等事故 が起きた場合 に必要	・重要な変更に当たらない変更 (以下の変更)の場合に必要 ①※が付された評価書の項目以外の変更の場合 ②※が付された評価書の項目のうち、誤字・脱字、組織の名称又は所在地の変更、法令名又は条文番号の変更、プライバシーリスクを軽減・縮小させる変更の場合 ・委員会に提出の上、公表(その上で委員会が抽出点検)。 ・可能な限り、変更後速やかに。 ・少なくとも一年に一度は見直し(確認)を実施。	
	少なくとも 一年ごと の確認・ 修正	漏えい等事故 以外の変更 の場合に必要		
	変更前 の修正	必要なし	<行政機関のみ> ・事前通知事項の変更の	場合に必要

第6 情報保護評価の実施の仕組み

1 総論

(1)情報保護評価計画書と情報保護評価書

- 情報保護評価を実施するには、まず情報保護評価計画書を作成する。その後、後記3の通り、しきい値評価、重点項目評価、全項目評価を実施していく。
- 〇 情報保護評価計画書は、各機関が情報保護評価を実施していくに当たり、 どの業務・システムが情報保護評価の対象であるのか、また各業務・シ ステムの情報保護評価の実施タイミングについて、記載するものである。 情報保護評価書は、業務・システムごとに、特定個人情報ファイルに対 し適切な取扱いを行うことを評価するものである。
- 情報保護評価計画書は各機関で一通作成するのに対し、しきい値評価書・重点項目評価書・全項目評価書は業務・システムごとに一通ずつ作成する。

2 情報保護評価計画書

(1) 総論

○ 特定個人情報ファイルを取り扱う業務・システムについては、情報保護評価の義務付け対象外に該当しない限り、情報保護評価を実施する必要がある。地方公共団体をはじめとして、各機関の多くは、複数の業務で個人番号を取り扱うこととなるが、どの業務・システムで個人番号を取り扱うのかを把握した上で、情報保護評価を実施しなければならないものについて、適時に情報保護評価を実施していく必要がある。

当然のことながら、情報保護評価を実施すべき業務・システムに対して情報保護評価を実施しなかったり、情報保護評価を時期に遅れて実施したりすれば、違法行為となり、委員会による助言・指導・勧告・命令(番号法第50条及び第51条)の対象となりうるとともに、情報提供ネットワークシステムを使用する場合においては、情報提供ネットワークシステムによる情報連携が禁止されることとなる(番号法第27条第6項)。

○ また、情報保護評価は、特定個人情報ファイルを新規に保有する場合の みではなく、特定個人情報ファイルについて重要な変更を加える前に、 実施しなければならないものである。そこで、情報保護評価を最初に実 施したのはいつか、再評価を実施したのはいつかといった情報も、あわ